

三島市地域防災計画

風水害対策編

令和6年2月

三島市防災会議

風水害対策編 目次

【総 則】		ページ	担当班
第1章	総則	1	本部運営班
	第1節 予想される災害と地域	1	
	1 風水害	1	
	2 土砂災害	1	
【発 災 前】		ページ	担当班
第2章	災害予防計画	2	
	第1節 総則	2	本部運営班
	第2節 河川災害予防計画	2	
	1 本市河川の特徴	2	道路・河川班
	2 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項	2	本部運営班 要配慮者班
	3 連携体制の構築	3	本部運営班
	第3節 道路・橋りょう災害防除計画	3	道路・河川班
	第4節 土砂災害防除計画	4	
	1 危険箇所の把握と防災パトロールの実施	4	道路・河川班
	2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用	4	本部運営班
	3 土砂災害防止法の施行	4	本部運営班 要配慮者班
	4 その他のソフト対策	5	本部運営班
	第5節 山地災害防除計画	5	農業班
	1 山地災害対策	5	
	2 治山事業	6	
	3 総合的な山地災害対策	6	
	第6節 林道災害防除計画	6	農業班
	第7節 農地災害防除計画	6	農業班
	第8節 倒木被害防除計画	6	本部運営班
	第9節 盛土災害防除計画	6	復興計画班
	第10節 避難情報の事前準備計画	7	本部運営班
	1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	7	
	2 住民への周知・意識啓発	7	
	第11節 避難誘導體制の整備計画	7	本部運営班
	第12節 防災知識の普及計画	8	本部運営班
	第13節 自主防災活動	8	本部運営班
【発 災 後】		ページ	担当班
第3章	災害応急対策計画	9	本部運営班
	第1節 組織計画	9	
	1 三島市水防本部	9	
	2 三島市災害対策本部	9	
	第2節 情報収集・伝達	9	
	第3節 広報活動	9	
	第4節 水防計画	9	

第1章 総 則

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、三島市民の生命、身体及び財産を一般災害から保護するために、三島市及び防災関係機関が行うべき三島市の地域に係る「風水害の大綱」（【共通対策編】で定めたものを除く。）を定めるものとする。

風水害対策編は、以下の各章から構成する。なお、復旧・復興については、【共通対策編 第4章 災害復旧計画】によるものとする。

章	記 載 内 容
第1章 総則	計画作成の趣旨、構成、予想される災害と地域
第2章 災害予防計画	総則、河川災害予防計画、道路・橋りょう災害防除計画、土砂災害防除計画、山地災害防除計画、林道災害防除計画、農地災害防除計画、倒木被害防除計画、避難情報の事前準備計画、避難誘導體制の整備計画、防災知識の普及計画、自主防災活動
第3章 災害応急対策計画	組織計画、情報収集・伝達、広報活動、水防計画

第1節 予想される災害と地域

1 風水害

- 市内の主要河川は、河川整備を進めているが気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高まっている。
- 災害は予期されない事態によって起こるものであり、流域の開発の進展につれ新しい災害も予想される。
- 季節的には、4月～5月は低気圧の通過に伴い、県の南岸部や伊豆で豪雨となることがある。6月～7月は梅雨前線の活発化により、大雨や局地的豪雨に見舞われることがある。また、8月から10月にかけては台風の接近又は上陸により、暴風雨による災害が発生することがある。

【狩野川流域（一級河川）】

- ・流域の大半が脆弱な火山噴出物で覆われ、大雨などで崩壊しやすい地質構造となっており狩野川台風を契機に対策が進められた。
- ・中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が平成10年、14年、16年、17年、19年、令和元年、3年に発生している。
- ・狩野川や黄瀬川の下流部で堤防の高さや幅が不足する地区では、破堤による氾濫のおそれがある。

2 土砂災害

- 市内では、土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）が97箇所、土砂災害（特別）警戒区域（土石流）が22箇所（いずれも令和3年度末）指定されており、降雨時や地震時の被害が予想される。また、指定外の区域でも集中豪雨時や地震時に被害を及ぼすおそれがあるため、十分な警戒が必要である。

<資料編2-3 土砂災害警戒区域及び避難場所一覧表>

【発災前】

第2章 災害予防計画

第1節 総則

- この計画は、災害を未然に防止するとともに、災害発生時における被害の軽減を図ることを目的とし、平素から行う措置について定めるものとする。
- 市は、治水、防災、まちづくり、建築を担当する各課の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討する。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、前述の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。
- 市は、豪雨、洪水、土砂災害等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため、県とともに災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、県又は市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。
- 市は、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。
- 市は、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。
- 市及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図るものとする。

第2節 河川災害予防計画

1 本市河川の特徴

- 本市の河川の特徴として、市の南端を天城山系に属している1級河川狩野川が北流し、箱根山系に属している大場川が市の北端から南端を縦断し、狩野川に合流している。また、東から沢地川、山田川、夏梅木川が大場川に合流している。
- 両山系の降水量が多いため、過去に狩野川台風（昭和33年9月）、集中豪雨（昭和49年7月、平成2年9月、平成10年8月）等の災害が起こっている。
- 以上が本市河川の主な特徴であるが、河川ごとにそれぞれ独自の性格を有しているほか、降雨による出水状況の変化による水衝部の変化や洲淵の消長、河床の変動等により、河川ごとに様相を変えるだけでなく、同一河川においても時々に変化するものであり、多くの因子があるので十分な調査研究により対策を講ずることが必要である。

2 浸水想定区域等の指定に伴う実施事項

- 市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

【共通対策編 第2章 第6節 防災訓練】

<水防計画 第12章 第11節 市民への情報伝達>

<資料編6-2 指定避難所一覧表、6-5 福祉避難所一覧表、6-6 指定緊急避難場所一覧表>

- 市は市地域防災計画において、浸水想定区域内に以下の施設がある場合には、これらの施設の名称及び所在地、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法について定める。

・要配慮者利用施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保が必要なもの。

<資料編6-7 避難対象の要配慮者利用施設一覧表>

＜要配慮者利用施設への避難情報の電話連絡マニュアル＞

- ・大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるもの。
- 上記のうち、要配慮者利用施設については、洪水時等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために以下の事項を定めるものとする。
 - ・浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地等を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。
 - ・市長は、上記要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
 - ・市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画に定めるところにより、円滑かつ迅速な避難確保のための訓練を行わなければならない。
 - ・市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。
 - ・要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自衛水防組織を置くよう努めなければならない。なお、自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員等を市長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも同様とする。
- 市長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずる。
- 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

3 連携体制の構築

水災については、気候変動による影響を踏まえ、県及び国土交通省が組織する洪水氾濫による被害を防止・軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災協議会」、「流域治水協議会」等の既存の枠組みを活用し、国、県、市、河川管理者、水防管理者等に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時における具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第3節 道路・橋りょう災害防除計画

- 市道の防災対策として、交通危険箇所の解消を図るため災害防除事業等を実施するとともに、日常的に道路パトロールを実施し、事前通行規制の実施など災害の未然防止に努め、また災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を実施している。
- 今後も、緊急輸送路の指定状況や迂回路の有無、被災履歴の有無等を勘案し、通行危険箇所の解消を図っていく。
- 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。

第4節 土砂災害防除計画

土砂災害から市民の生命と財産を守るため、土砂災害対策施設の整備などのハード対策を実施するとともに、住民の早期避難等を促進するため、土砂災害防止法に基づく区域指定や防災情報の提供などのソフト対策を組み合わせ、総合的な土砂災害対策を推進する。

1 危険箇所の把握と防災パトロールの実施

- 山・がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、平素から危険予想箇所を把握し、パトロールを実施する。

区 分	内 容
実施時期	豪雨が予想されるとき。
実施場所	急傾斜地崩壊危険箇所等とする。 ＜資料編2-3 土砂災害警戒区域及び避難場所一覧表＞

2 土砂災害警戒情報及び土砂災害緊急情報の提供と活用

区 分	内 容
土砂災害警戒情報の提供と活用	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、県と静岡地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報が発表された場合、直ちに避難指示等を発令することを基本とする具体的な避難情報の発令基準を設定するものとする。 ・市は、土砂災害警戒区域等を避難指示等の発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難指示等を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。 ＜資料編2-3 土砂災害警戒区域及び避難場所一覧表＞ ・市は、インターネットで公表される最新のリアルタイムの防災気象情報（気象情報、気象注意報・警報・特別警報、雨量に関する情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害警戒情報補足情報システム（県ホームページ）等）の確認・把握に努める。
土砂災害緊急情報の提供と活用	市は、土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、国土交通省又は県から提供される土砂災害緊急情報を活用し、避難指示等の判断を行うものとする。

3 土砂災害防止法の施行

区 分	内 容
土砂災害警戒区域等の指定	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、土砂災害防止法の規定に基づき、県知事による土砂災害警戒区域の指定があった場合には、警戒避難体制の整備を図るものとする。
市地域防災計画	<ul style="list-style-type: none"> ・市防災会議は、市地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定める。 <ul style="list-style-type: none"> ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項 ＜風水害対応マニュアル、風水害時の避難情報に関するマニュアル＞ イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項 ＜土砂災害ハザードマップ＞ ウ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項 エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが

	<p>ある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地 <資料編 6-7 避難対象の要配慮者利用施設一覧表> オ 救助に関する事項 カ ア～オに掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 市防災会議は、市地域防災計画において前項エに掲げる事項を定めるときは、要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定める。 <p><要配慮者利用施設への避難情報の電話連絡マニュアル></p>
要配慮者利用施設の所有者等に対する指示等	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。当該計画を作成したときは、遅滞なく、市長に報告しなければならない。計画を変更したときも同様とする。報告を受けた市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。 市長は、要配慮者利用施設所有者又は管理者が、上記計画を作成していない場合は、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。 市長は、上記指示を受けたにも関わらず、正当な理由なくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、計画で定めるところにより、円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。
住民への周知	<p>市長は、市地域防災計画に基づき、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害（土石流・地すべり・がけ崩れ）が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ）の配布その他の必要な措置を講ずる。</p>
避難指示等の解除	<p>市長は、避難指示等を解除しようとする場合において、必要があると認められるときは、国土交通省又は県に対して、当該解除に関する事項について、助言を求めることができる。</p>
事業者の対応	<p>事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</p>

4 その他のソフト対策

区 分	内 容
「土砂災害に対する防災訓練」の実施	<p>市は、県及び地域住民と連携して、「土砂災害に対する防災訓練」を実施し、警戒避難体制の強化を図る。</p>

第5節 山地災害防除計画

1 山地災害対策

- 地形・地質・植生などの要因により山腹崩壊や土石流等が発生し、人家や公共施設等に被害を及

ばす危険性の高い箇所を「山地災害危険地区」に設定し、計画的に治山事業を実施して山地災害の防止、軽減を図る。

- 市は県と連携し、山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施、地域の避難体制との連携により、減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとする。特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進するものとする。
- 市内における山地災害危険地区は、崩壊土砂流出危険地区4箇所、山腹崩壊危険地区12箇所、合計16箇所である。

2 治山事業

- 荒廃地及び荒廃危険地が存在する森林区域において森林整備（間伐など）や治山ダム、土留工等の治山施設を設置して、災害の防止、軽減等を図る。

3 総合的な山地災害対策

- 毎年度、6月1日～15日の治山パトロール等により、既存の治山施設の点検や保安林の機能の発現状況を確認し、災害危険箇所の早期発見と災害発生の未然防止を図る。
- 山地災害危険地区の情報を市民にインターネット等を通じて提供し、地域防災対策への活用等を促して地域住民自らが避難する体制の支援を図る等の減災に向けた取組みを進める。

第6節 林道災害防除計画

林道は、林産物の搬出ばかりではなく、地域の生活道路としての役割も求められており、急峻な地形に開設されているため、幅員も狭く、急なカーブの箇所もあり、落石等危険な箇所もあるので、計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

第7節 農地災害防除計画

農地防災については、災害を未然に防止すべく事前に十分な調査を行い、各種の事業に合わせて積極的に進め、災害の防除を図る。

第8節 倒木被害防除計画

市は、県、電気事業者及び電気通信事業者と連携し、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、予防伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携・協力の拡大に努めるものとする。

また、市は県と連携し、災害の未然防止のため、森林所有者、施設管理者等との間での協定の締結を推進するとともに、林野庁の支援等を活用し、送配電線、道路等の重要な施設に近接する森林の整備を推進するものとする。

第9節 盛土災害防除計画

- 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土に対する安全性把握のための詳細調査、崩落の危険が確認された盛土に対する撤去、擁壁設置等の対策を国土交通省、環境省（不法投棄された廃棄物が盛土に混入している場合に限る。）、農林水産省、林野庁及び県の支援を得て行うものとする。
- 市は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに是正のための行政指導や行政処分を県の支援を得て行うものとする。
- 市は、県の設置する「静岡県盛土等対策会議」地域部会等の機会を通じ、県や関係機関と連携し、不適正な盛土事案の課題解決のための的確な対応につなげるべく初期段階から情報共有を

行うものとする。

第10節 避難情報の事前準備計画

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

1 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

- 洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」は、＜風水害対応マニュアル、風水害時の避難情報に関するマニュアル＞のとおりである。
- 具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。また、安全な場所にいる人まで避難地等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すこととする。
- 市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するよう努める。

2 住民への周知・意識啓発

- 市は、避難指示、緊急安全確保が発令された際、避難地への移動（立退き避難・水平避難）、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への移動、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により安全を確保する「屋内安全確保」など状況に応じた多様な選択肢があることについて、住民へ平時から周知しておく。高齢者等避難の活用等により、早めの段階で避難行動を開始することについて、市は、日頃から住民等への周知啓発に努める。また、市は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、避難とは難を避けることであり、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。
- 市は、住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（マイ・タイムライン）の策定に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップ実施を促すよう努める。

第11節 避難誘導體制の整備計画

- 市は、水防団体等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- 防災マップの作成に当たっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。
- 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平常時より、情報伝達体制の整

備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等の避難誘導體制の整備に努める。

- 高齢者等避難、避難指示といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法及び避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。
＜風水害時の市民避難行動マニュアル＞

第12節 防災知識の普及計画

- 原則として、【共通対策編 第2章 第4節 防災知識の普及計画】及び【風水害対策編 第9節 2 住民への周知・意識啓発】に準ずる。
- 加えて、市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。
 - ・ 浸水想定区域、避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。
また、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
 - ・ 土砂災害警戒区域、避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。
 - ・ 山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配布する。
＜三島市総合防災マップ＞

第13節 自主防災活動

【共通対策編 第2章 第7節 自主防災組織の育成】及び【共通対策編 第2章 第8節 事業所等の自主的な防災活動】に準ずる。

【発災後】

第3章 災害応急対策計画

この計画は、市の水防体制、情報収集、予警報の伝達等の水防活動の円滑な実施並びに風水害に対する市の対応を定め、もって管下各河川の水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。

なお、ここに定めのない事項については、【共通対策編 第3章 災害応急対策計画】による。

第1節 組織計画

1 三島市水防本部

- 水防に関係ある気象の予報、注意報、警報等の発表又は地震等の発生等により洪水等のおそれがあると認められたときから、洪水等のおそれがなくなったと認められるときまで、市の水防活動を統括するため水防本部を設置する。
- 三島市災害対策本部が設置されたとき、水防本部はその組織に統合されるものとする。

2 三島市災害対策本部

【共通対策編 第3章 第2節 1 災害対策組織】に準ずる。

第2節 情報収集・伝達

【共通対策編 第3章 第4節 通信情報計画】に準ずる。

第3節 広報活動

【共通対策編 第3章 第5節 災害広報計画】に準ずる。

第4節 水防計画

災害対策基本法及び水防法に基づき、河川の洪水等による災害を警戒、防御するとともに、これらによる被害を軽減することを目的とする水防計画は、三島市水防計画による。

三島市水防計画には、おおむね次の事項について定める。

- ・水防組織
- ・避難
- ・重要水防箇所
- ・水防資器材及び設備の整備運用と輸送
- ・通信連絡
- ・洪水予報
- ・水防警報
- ・水位周知河川における水位到達情報
- ・水防活動
- ・協力応援
- ・水防てん末報告
- ・水防計画及び水防訓練
- ・浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

復旧・復興については、【共通対策編 第4章 災害復旧計画】によるものとする。